

電気用品安全法技術基準等体系見直し検討状況について

平成 22 年 5 月
経済産業省製品安全課

1. これまでの経緯

平成 21 年 5 月 26 日の産構審製品安全小委員会において、「電気用品安全法の技術基準は、我が国の安全を守るためにこれまで構築されてきた国内独自の基準に加えて、国際規格に準拠した基準の二本立てとなっている。事故情報の原因分析等を踏まえながら、基準の統合化、対象品目等の整理合理化を図っていく。このため、NITEとともに、学識者、関係業界等による詳細な検討を行っていく。」との方針が示された。

これを受け、独立行政法人製品評価技術基盤機構を事務局とし、学識経験者、業界団体及び消費者団体から構成される「電気用品の安全に関する技術基準等に係る調査検討会」を設置し、平成 21 年 12 月からこれまで 3 回にわたって今後の電気用品安全法の技術基準等のあり方について検討を行っているところ。

2. 問題点の整理

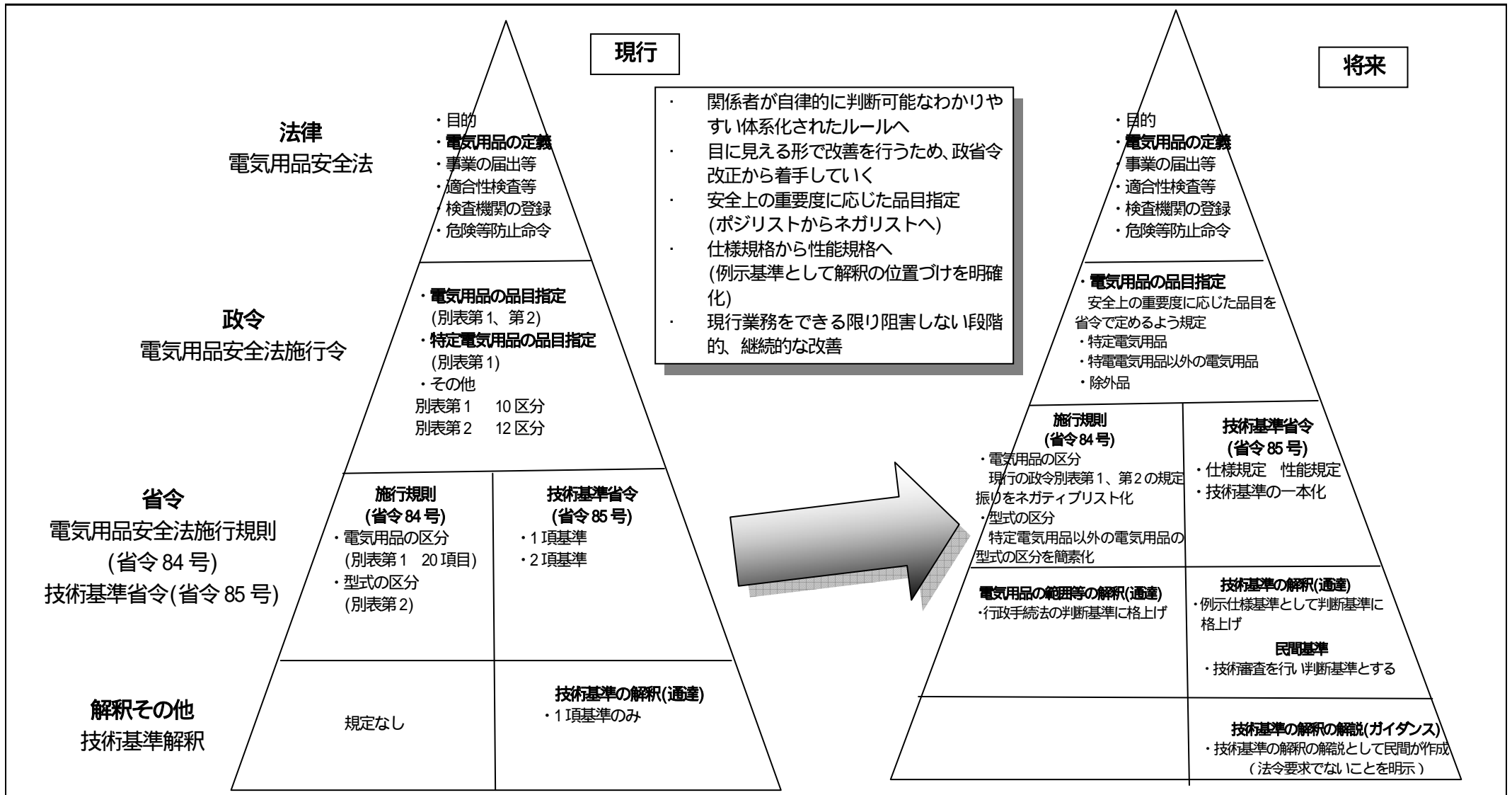
これまでの検討会において、現状の電気用品安全法技術基準等における問題点が次のように整理された。

1. 関係者は電気用品が対象・非対象に該当するか否かに専ら関心が注がれているが、そもそも現行ルールでは品目の選定に当たって、安全上の重要度という着眼点が十分に整理されていないこと。
2. 国、届出事業者、登録検査機関の役割分担を電気用品安全法の趣旨を踏まえて明確化していくとともに、安全確認の実施主体、安全確認について再整理する必要があること。
3. 昭和 10 年以来、電気用品の指定品目を順次追加してきているが、電気用品を取り巻く社会環境が激変し続けていることに対して、「電気用品による危険及び障害の発生を防止すること」を担保することに関し、現行の品目指定等の法的仕組みでは柔軟な対応が困難になってきていること。
4. 1990 年代後半から安全規制においては、規制緩和の流れを受け、技術基準を性能規定化している。一方、電安法は仕様規定が多く残っていることから、運用の柔軟性に欠けていること。
5. 電気用品のうち、輸入品の占める割合が高まってきている中、技術基準についての国際整合性が必要となってきている。現行ルールでは、日本独自の 1 項基準と、国際規格に準拠した 2 項基準が混在した複雑な技術基準体系となっており、電安法の目的である「電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進する」ためにも体系の整理を行う必要性が高まってきていること。

3. 検討項目の抽出

こうした問題点の整理の下、以下の項目について検討を進めていくこととした。

- (1) リスクに応じた安全規制の具現化の検討
 - 今後の電気用品の指定区分の検討
 - 大括り化
 - ネガティブリスト化
- (2) 今後の技術基準の検討
 - 国際整合性を踏まえた 1 項基準、2 項基準の統合化の検討
 - 技術基準の機能性化の検討
 - 仕様基準から性能基準への移行
 - 基準の階層化
 - J I S の活用など
- (3) その他
 - 電安法に係る諸手続きの合理化方策の検討
 - リスク情報の活用方策の検討



4. 具体的な検討について

4.1. 検討体制について

具体的な検討については、「図 2 検討体制」に示すとおり、検討会の下に「検討作業幹事会」、「技術基準性能規定化分科会」、「品目大括り化及び法令手続き分科会」を設置し、効率的な体制で検討を進めることとした。

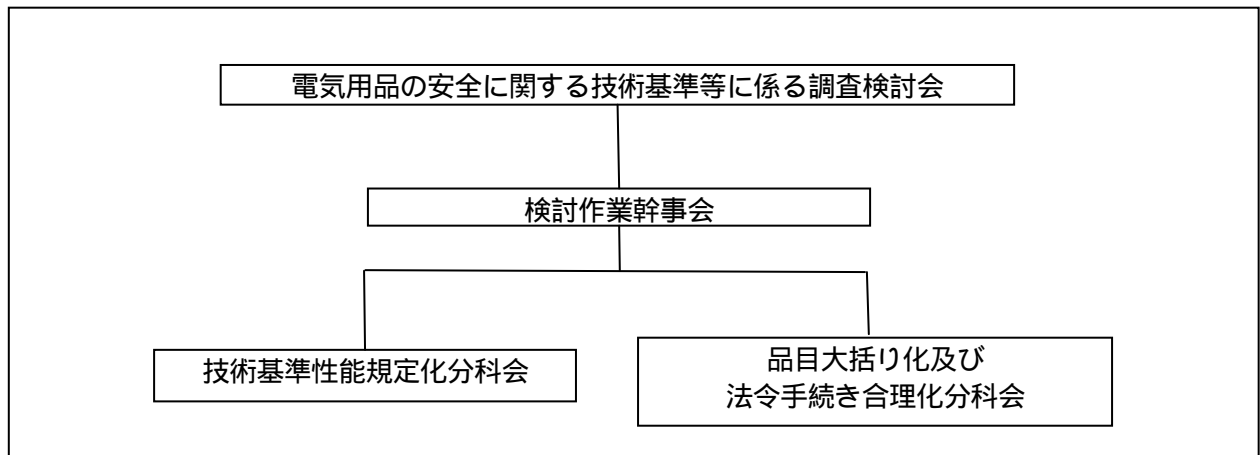


図 2 検討体制

4.1.1 電気用品の安全に関する技術基準等に係る調査検討会における検討状況について

第 1 回 平成 21 年 12 月 18 日

- 検討会の検討事項について
- 将来的な電気用品安全法に基づく技術基準等の改善策について
 - 電気用品安全法に基づく技術基準等の課題の整理について
 - 現行技術基準等に関する問題の検討について
- 技術基準の改正に関する検討について

第 2 回 平成 22 年 3 月 3 日

- 将来的な電気用品安全法に基づく技術基準等の改善策について
 - 技術基準に関する問題点とその方向性について
 - 今後の検討体制について

第 3 回 平成 22 年 5 月 24 日

- 将来的な電気用品安全法に基づく技術基準等体系の在り方について
 - 品目大括り化の方向性について
 - 技術基準の性能規定化について
 - 技術基準体系等見直し基本計画骨子案について

- 本年度の政省令改正及び2項基準の改正について

4.1.2 検討作業幹事会における検討状況について

第1回 平成22年2月3日

- 技術基準に関する問題点とその解決の方向性について
- マスタープランのたたき台案について
- 検討体制について

第2回 平成22年2月25日

- 第1回幹事会資料に関するコメント回答及び修正案について
- 分科会の体制について

第3回 平成22年5月17日

- 品目大括り化の方向性について
- 技術基準の性能規定化について
- 技術基準体系等見直し基本計画骨子案について

4.1.3 分科会における検討状況について

- 技術基準性能規定化分科会
 - 第1回 平成22年4月8日
 - 第2回 平成22年4月27日
 - 第3回 平成22年5月12日
- 品目大括り化及び法令手続合理化分科会
 - 第1回 平成22年4月8日
 - 第2回 平成22年4月27日
 - 第3回 平成22年5月13日

5. 今後のスケジュールについて

本年度第2四半期を目途に「技術基準体系等見直し基本計画案」を策定し、この基本計画案に基づき、上記検討体制で継続的に検討を深めていくとともに、検討結果を基に、必要に応じ、関係する政省令改正を行っていく予定。

また、関係者への周知活動についても併せて行っていく予定。

電気用品の安全に関する技術基準等に係る調査検討会

委員名簿

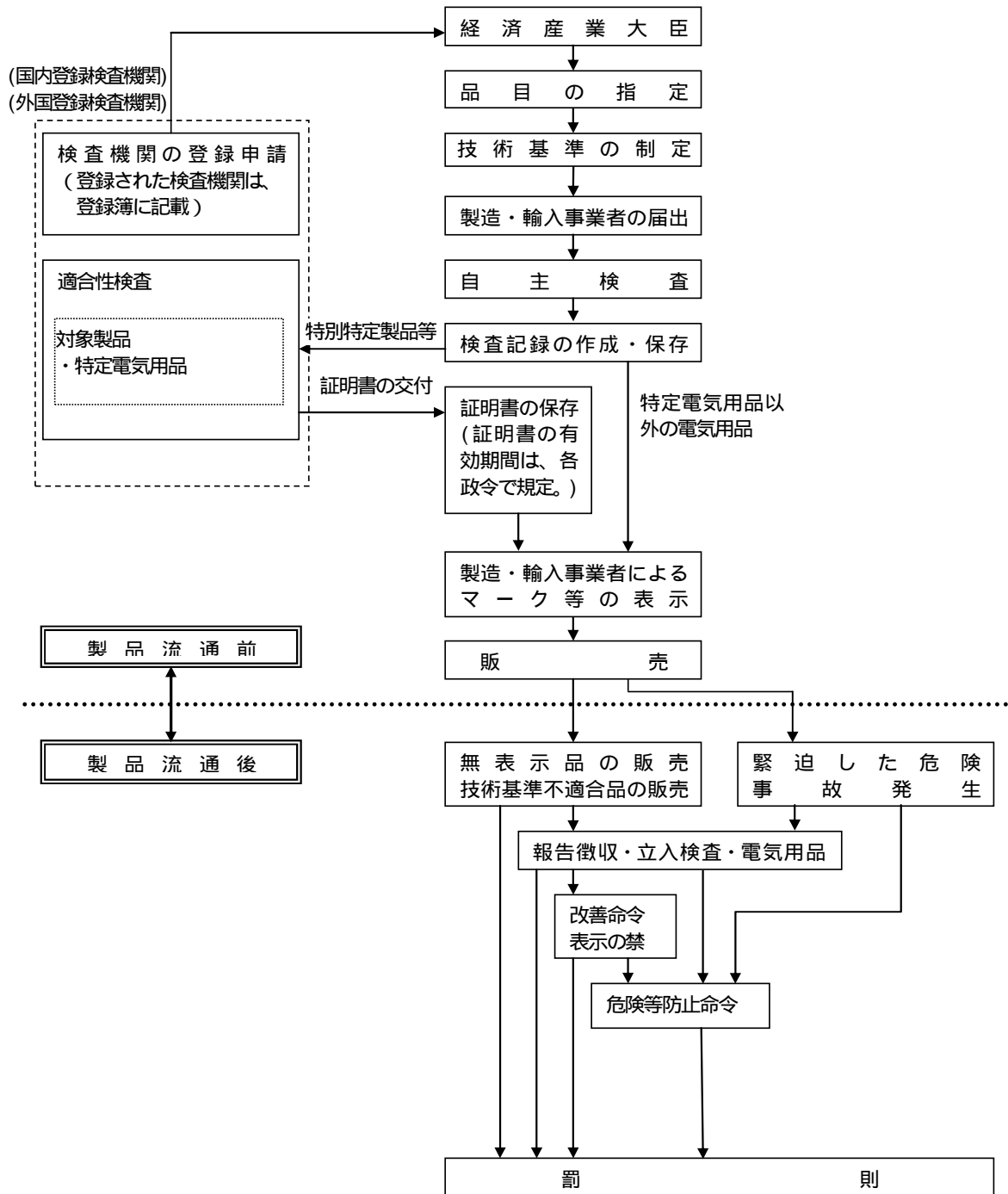
(敬称略、五十音順)

委員長	大崎 博之	国立大学法人東京大学大学院新領域創成科学研究科先端工ネルギー工学専攻 教授
委員	五野 克昭	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会技術委員会安全小委員会 副委員長
委員	大河内 美保	主婦連合会 副会長
委員	亀田 実	社団法人日本電線工業会 技術部長
委員	岸本 哲郎	社団法人日本冷凍空調工業会 専務理事
委員	澁江 伸之	社団法人日本配線器具工業会 専務理事
委員	武内 徹二	社団法人日本電球工業会 専務理事
委員	泥 正典	社団法人日本照明器具工業会 常務理事
委員	中谷 謙助	社団法人電池工業会 専務理事
委員	前田 純一	社団法人日本ガス石油機器工業会 技術委員長
委員	松尾 清一	財団法人電気安全環境研究所 常務理事 電気製品認証協議会電気用品部品・材料認証協議会 会長
委員	松島 實	社団法人電子情報技術産業協会安全委員会 委員長
委員	松野 雄史	社団法人日本電機工業会製品安全制度技術専門委員会 委員長
委員	松野 勉	財団法人日本品質保証機構 理事
委員	三浦 佳子	財団法人日本消費者協会広報部 部長
委員	森 信昭	社団法人日本電気協会 常務理事
委員 幹事会主査	吉岡 包晴	財団法人家電製品協会技術法規専門委員会 委員長

電気用品安全法に基づく 安全規制体系について

電気用品安全法の義務等

技術基準・PSEマークの表示を義務づけ、これらを担保するために、改善命令・表示禁止命令、危害防止命令等で担保。



電気用品安全法の義務等について

電気用品を製造・輸入する事業者の義務は下表のとおりとなっている。

非特定電気用品については、技術基準適合義務が課せられた上で、一部の項目(外観、絶縁耐力、通電)に係る完成品検査・記録保存が義務づけられている。

特定電気用品については、以上の義務に加え、第三者認証による適合性検査証明、自主検査の項目(製造工程検査)などが追加されている。

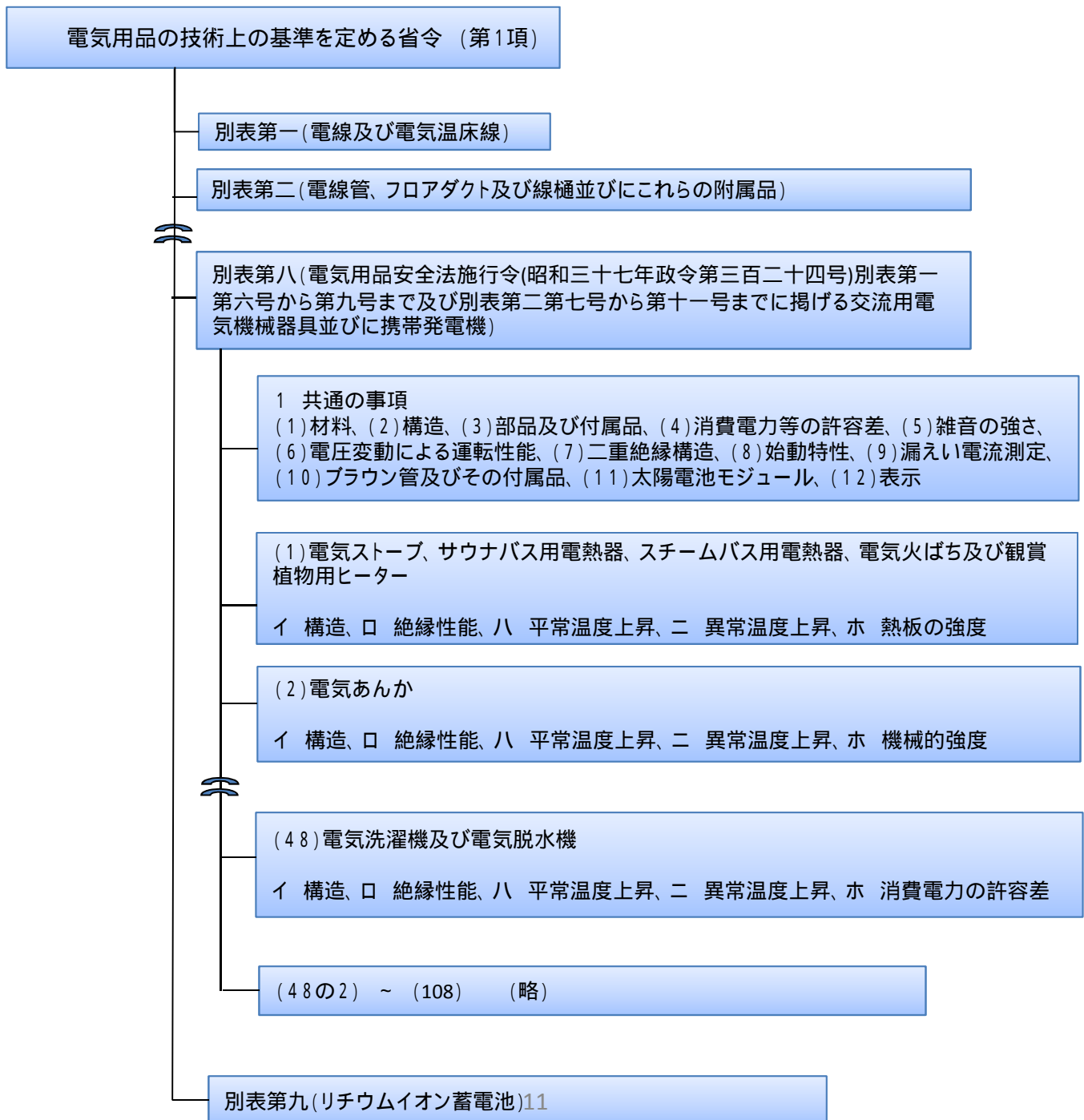
項目	特定電気用品	特定電気用品以外の電気用品
事業の届出	事業開始の日から30日以内に届出	同左
技術基準適合義務	<ul style="list-style-type: none"> 電気用品の安全性を確保するため、国が定める技術基準に適合させること。 技術基準適合に関する検査記録の保存義務はない。 	同左
適合性検査	登録検査機関の適合性検査を受け、かつ適合性検査証明書の交付を受け、これを保存すること。	不要
自主検査	<ul style="list-style-type: none"> 製造工程において行う検査 完成品について行う検査(主として、外観、絶縁耐力、通電) 試料について行う検査 検査記録を作成し、3年間保存すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 完成品について行う検査(主として、外観、絶縁耐力、通電) 検査記録を作成し、3年間保存すること。
表示	<ul style="list-style-type: none"> 上記義務を果たした場合は、表示(PSEマーク、届出事業者名、適合性検査を受けた登録検査機関名)を付すことができる。 表示のないものの販売制限。 	<ul style="list-style-type: none"> 上記義務を果たした場合は、表示(PSEマーク、届出事業者名)を付すことができる。 表示のないものの販売制限。



電気用品安全法の技術基準の構造

電気用品安全法の技術基準は、我が国固有の基準(1項基準)と国際規格に整合した基準(2項基準)があり、製造・輸入事業者はいずれかを選択可能。1項基準については、近年事故状況を踏まえて改正をしているが全品目に亘ってアップデートを行うことは現実的に難しい面がある。一方、2項基準はIEC(国際電気標準会議)の規格に整合したJIS又はJ規格を採用。IEC規格が改訂されれば、JIS又はJ規格を改定し、アップデートしている。

【1項基準】

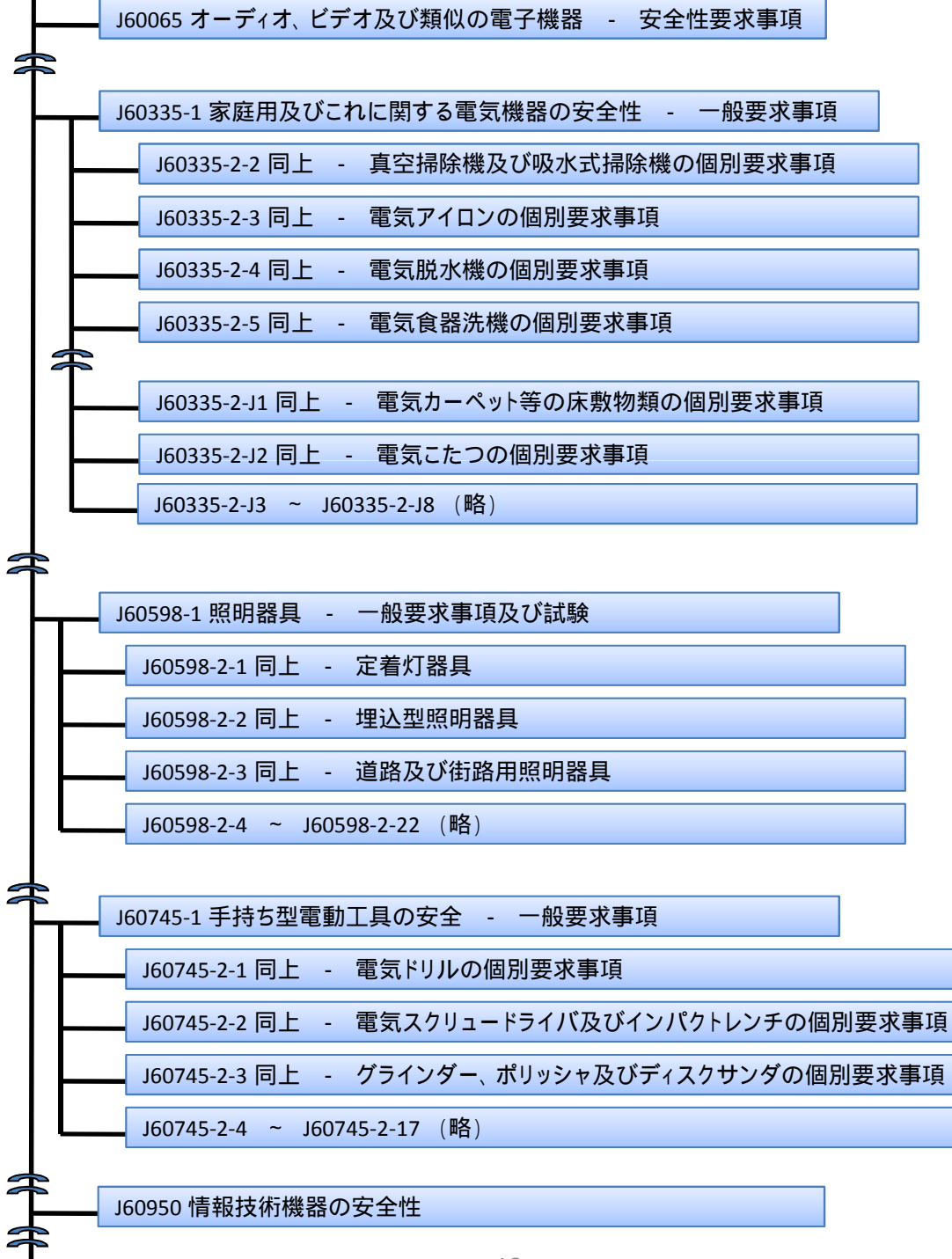


電気用品安全法の技術基準の構造

二項基準については、現在のところ、454品目に対し、327品目について基準が整備されている。

【2項基準】

電気用品の技術上の基準を定める省令（第2項）



事前規制の対象品目の考え方について

電気用品安全法は、規制対象を品目毎に指定しているため、新製品が発売された場合、規制が後追いにならざるを得ない面がある。

特に製品開発が頻繁な電気用品分野では、同程度のリスクがあるにも関わらず、既存品目の隙間問題が生じやすく(例えば、生ゴミ処理機)

また、パソコンやプリンターなど重要な電気用品が品目指定されていない。

一方、欧州では、一定の電圧の電源で使用するものは、規制対象となっている。

特定の危険源により規制している電気用品等については、対象品目の包括化についても検討すべきと考えられる。

欧州の規制(低電圧指令)

一定の電圧の電源で使用するものは、原則規制対象

パソコン本体

プリンター

生ゴミ処理機

直流電源電気用品

新製品

* 包括的に品目が指定されているため、殆どの電気製品が規制対象となり、新製品、機能複合製品への柔軟な対応が可能。

我が国の電気用品安全法
(規制対象の電気用品を品目で指定)

テレビジョン受信機

電源プラグ

電源コード

するめ加工機

電動わら打ち機

生ゴミ粉砕器

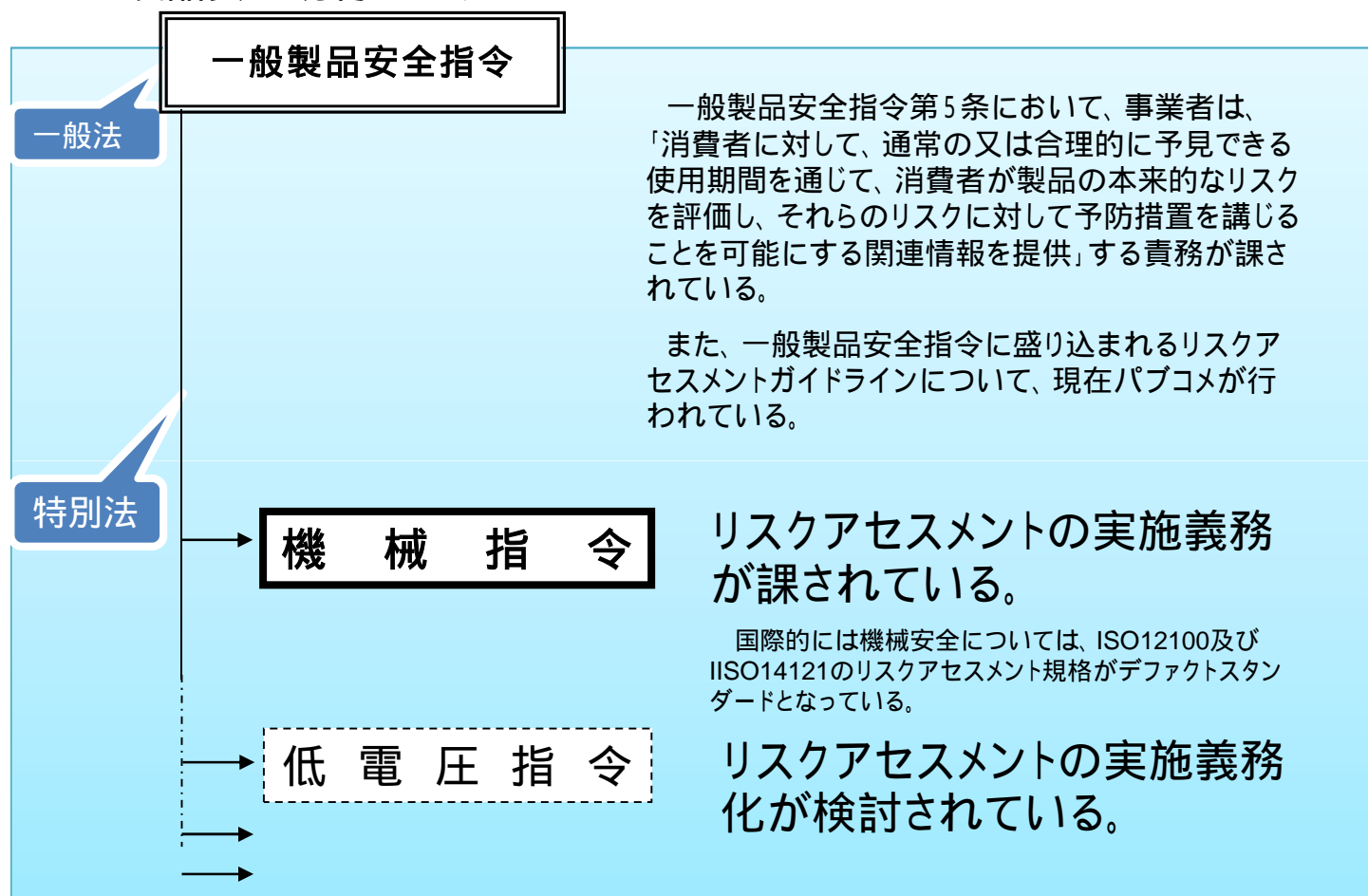
* 品目が個別に指定されているため、新製品への規制が遅れることや、重要な電気用品が指定されていない。

(参考)リスクアセスメントに係る海外・他分野における動き

EUではリスクアセスメントが一般製品安全分野でも責務となっている。このうち機械安全分野においては既に義務化され、低電圧指令においても義務化が検討されている状況にあるとされる。

また、我が国国内の他分野では労働安全衛生法において、事業者に対し、リスクアセスメントが努力義務となっている。

EUの製品安全規制におけるリスクアセスメント



労働安全衛生法におけるリスクアセスメントの位置付け

平成18年4月1日に施行された改正労働安全衛生法第28条の2「事業者の行うべき調査等」において、事業者は設備、ガス、粉じんや業務に起因する危険性等を調査し、その結果に基づいて労働者の危険を防止するため必要な措置を講ずるように努めることとされた。これに基づき、リスクアセスメントの基本的考え方等を示した「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」が公表されている。